

幹本申5号「2025年3月ダイヤ改正について」に関する申し入れの交渉を行いました！ その7

第6項 盛岡新幹線運輸区運転士のB512行路の27Bにおいて、繁忙期等に併合運転した場合の運転士運用を明らかにすること。

《組合》まず、なぜこのような行路指定、運転士運用を行うこととなったのか？

《会社》27BはZ編成を併合せず単独の「はやぶさ」としての運転が基本なのでこのような行路設定となった。

併合運転時はB515行路と列車の持ち替えを行い、3025Bの仙台～盛岡を担当して盛岡で所定の27Bを乗り継ぎ新青森まで担当するよう計画している（*下図参照）

*27B 併合運転時の行路（計画）

B512 行路



B515 行路



《組合》併合運転を考慮した行路設定にできなかったのか？

《会社》併合運転を行うかどうかはその時々の状況によるため、いつどのくらい設定されるかを見通すことは難しい。

B512 行路では27Bを仙台～新青森間を通して乗務することで乗継回数を減らして乗務員の負担軽減を目論んでこのように行路を設定した。併合運転時は変行路で対応する。

《組合》事故防止の観点から、所定行路が変化することは望ましくないと考えている。

《会社》引き続き様々な意見を受けつつ行路作成を行っていく考えである。

第7項 仙台新幹線運輸区運転士の試 B359 行路は、仙台～仙総所の便乗時間を変更し拘束時間の短縮を行うこと。

《組合》なぜこのような行路指定となったのか？

《会社》行路に余裕を持たせようとした。拘束時間をいわずらに長くするという意図はない。

《組合》一つの案ではあるが、仙総所までの便乗列車を217Bとすることはできないか？

《会社》意見として承る。引き続き様々な意見をうけつつ行路作成を行っていく考えである。

《組合》繰り返しとなるが、以前の交渉で回答のあった『長時間の拘束は好ましくない、改善すべき点である』という認識は変化するものではないか？

《会社》そのとおりである。